

日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学紀要編集委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、日本赤十字秋田看護大学教授会規程第8条第7項および日本赤十字秋田短期大学教授会規程第8条第7項の規定に基づき、紀要編集委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、教授会議長が指名した若干名の委員で構成し、学長がこれを任命する。

2 委員長は、委員の互選による。

3 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じ、新たに委員を補充するときの任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、次の事項を審議し、教授会の議を経るものとする。

(1) 紀要の原稿募集に関する事項

(2) 紀要の編集に関する事項

(3) 紀要の発行および配布に関する事項

(4) その他紀要に関する諸事項

(投稿規程)

第5条 原稿募集にかかわる投稿に関し必要な事項は、委員会が別途定める。投稿規程は本規程同様、教授会の承認を得るものとする。

(査読)

第6条 委員会は、投稿原稿の採否等をおこなうにあたり査読を行う。

2 査読は、委員会が委嘱した査読委員によって行う。

(招集)

第7条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

2 委員の過半数による委員会開催の請求があるときは、委員長は委員会を開催しなければならない。

3 委員会は、委員の3分の2の出席で成立する。

4 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局総務課が担当する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月30日から施行する。